北秋田市立清鷹小学校『いじめ防止基本方針』(2021.4 作成，2021.8 改訂)

北秋田市立清鷹小学校

１．基本方針策定の趣旨

北秋田市は，「心豊かでたくましい人間性を育む教育の推進」を基本理念とし，「主体的に学び，新しい時代を創造する子ども」を目指す子どもの姿としている。それを受け，本校は「清らかに　たくましく」の学校教育目標で教育活動を推進している。そのような中にあって，いじめ根絶に向けての取組を一層充実させることは重要な意味をもつ。

「いじめ」の定義

「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法　第２条）

いじめは，いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し，その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず，その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある決して許されない行為である。

この方針は「いじめ防止対策推進法」の施行(平成25年9月28日)に伴い公布された県と市の基本方針が改訂されたことや，令和３年度より鷹巣中央小学校並びに鷹巣南小学校の統合により清鷹小学校となったことを受け，全ての児童が安全・安心な学校生活を送りつつ，共に学び合う環境を作り上げるために，いじめの未然防止と早期発見，適切な対処を図ることを目標に定める。本校の方針の趣旨を学校職員及び保護者で共通理解し，いじめ防止等のための対策を具体的に行う。

「いじめ防止基本方針策定」の法的根拠

（いじめの禁止）

第４条　児童等は，いじめを行ってはならない。(学校及び学校の教職員の責務)

第８条　学校及び学校の教職員は，基本理念にのっとり，当該学校に在籍する児童等の保護者，地域住民，児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ，学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに，当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは，適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。(保護者の責務等)

第９条　保護者は，子の教育について第一義的責任を有するものであって，その保護する児童等がいじめを行うことのないよう，当該児童等に対し，規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ防止対策推進法より抜粋

２．いじめ防止・早期発見のための具体的な取組

◇道徳教育の充実

・「秋田わか杉っ子　いじめゼロに向けた五か条」の周知や全教育活動を通した人権尊重の指導，特別の教科「道徳」の充実
・「いじめ防止年間計画」の作成と実施
・全職員，全保護者等の共通認識と共通行動

◇学級経営

・いじめを発生させない学級経営（諸富祥彦『教師の資質』より）

①ルールが守られた「安全・安心」な学級づくり（担任のリーダーシップ）

ルールが守られた秩序のある学級の中では，精神的に弱い子でも脅えることなく安心して暮らすことができる。その秩序を担任のリーダーシップで作ることが大切である。

②いじめを生まない最も基本的な学級のルールの浸透

ルール１　「人を傷つけるような言動をしない」，「死ね」，「殺す」などのひどい言葉遣いを放置し，容認してはいけない。「ちくちく言葉」「ふわふわ言葉」などのエクササイズを工夫して実施する。

ルール２　「クラスの誰かの発言は，最後まできちんと聞く」授業はもちろん，休み時間，放課後も徹底する構えを見せる。

・絆づくりにつながる生徒指導の三機能を生かした学級作り

◇児童主体の取組
・人権に関する標語の作成（５・６年）
・児童会によるいじめ防止標語の作成と校内掲示
・北秋田市子どもサミット

◇児童のわずかな変化に気付くための取組
・市のいじめに関する実態調査（年３回）
・アセスと教育相談（年３回※必要に応じて随時）
・児童を語る会（週１回打ち合わせ）

◇自分が自分自身を守るための取組
・「いじめ」とは何かを指導するためのポスターの作成と活用
・いじめから自分を守るためにどうしたらいいのかを考える機会の設定（学活・道徳）

◇異学年・他校との交流を通した自他を尊重する態度の育成
・縦割り班活動，各種行事，正課クラブ，委員会活動，町内児童会
・比内支援学校たかのす校との交流（４年生総合的な学習，４年生以上七夕集会）

◇インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
・ＰＴＡ等において（年１回程度）
・情報モラル教育（６年生対象に年１回，各学年の段階に合わせて実施を検討）
・系統的な指導「情報モラル指導」
・生徒指導だよりでの情報提供，啓発（必要に応じて）
・近隣小・中学校共通の「親子で決めよう利用のルール」による児童，保護者への啓発

◇体験活動等，児童が大人と関わる機会の拡充，ふるさとの人とのふれあいに学ぶ
・系統的な指導「ふるさと教育」「防災・安全指導」「キャリア教育」
・地域人材の活用
・体験学習（施設訪問，見学など）
・学校行事「入学式」「交通安全教室」「人権の花植栽式」「大運動会」「遠足」「芸術鑑賞教室」「ふれあい集会」「学習発表会」「修学旅行」「宿泊体験学習」「卒業証書授与式」

◇相談体制の整備
・分析とよい取り組みをまとめた事例集の周知
・相談窓口の児童，保護者へ周知

◇保護者・地域との連携
・学校報，学級通信，学級通信，生徒指導だより（定期的に）
・地域訪問（５月）
・連絡帳，電話など
・学年ＰＴＡ活動（年１回）
・ＰＴＡ総会（年１回），ＰＴＡ全体会（年２回）
・授業参観と懇談会（年３回）
・ＰＴＡ保体部員との連携（登校指導，集団下校）
・見守り隊（スクールガード），民生委員等との連携（交通安全教室，人権の花植栽式など）
・地域行事への参加（祭典，長期休業中）
・学校評議員会（年３回）
・学校評価（年２回）
・スポーツ少年団との連絡会議（年１回）

３．組織図

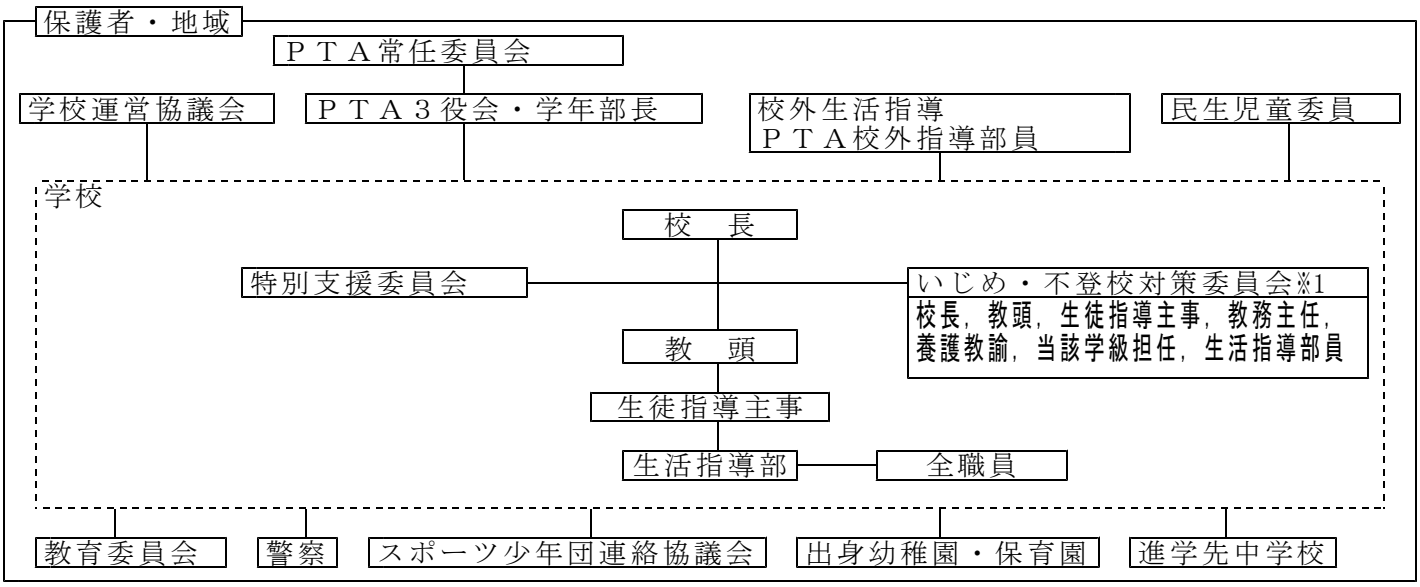

※１　いじめ・不登校対策委員会の主な運営内容は，以下の通りである。
①　いじめ・不登校などの未然防止，早期発見・即時対応，支援などに関すること
②　学習困難児童などへの対応

４．いじめの早期発見・組織的対応の流れ

①いじめ，いじめと思われる事案の発見

・本人及び児童の訴え
・教職員による発見
・他からの情報提供
・いじめ調査の実施

・早期発見のための取組（どの児童にもどの学校でも起こりうるという意識）
＊生徒指導の三機能を生かした積極的な生徒指導による「居場所づくり」・「絆づくり」，授業における自己決定，自己存在感，共感的人間関係
①小さな変化に気を配る　②日頃から会話を密にする
③自分を守るための方法を教える　④家庭でのルールをつくる
⑤不安や心配を抱いた場合は，即座に学校へ相談するよう呼びかける

②正確な事実の確認

・学級担任（学年主任）
・生徒指導主事，児童支援

聞き取り内容の記録・保存 ←

＊校長（教頭）への報告
指示確認

・どこからの情報か【情報源】
・いつ，どこで起こったのか【時間と場所】
・どのような被害を受けたのか【被害状況】
・いつ頃から，どれくらい続いているのか【期間】　など
・誰が誰に対して行っているのか【加害者と被害者】
・どのような内容か【内容】
・きっかけは何か【背景と要因】

・関係者から個別に聴き取り。（＊情報をもとに）
・必要に応じて保護者への聴き取り。
・場所，時間などを配慮。→聴き取り後，児童の様子を経過観察。

背景と要因
①心理的ストレス
②集団の異質な者への嫌悪感情
③ねたみや嫉妬感情
④遊び感覚やふざけ意識
⑤いじめ被害者になることへの回避感情など

Ａ．いじめの認知

・一方的
・持続性がある
・心身への影響が懸念される

Ｂ．いじめを確認できない
（当該児童や関係者の話がくいちがい，事実を確かめることができない場合，けんか等）

関係児童の観察強化と継続観察

③情報の共有・組織的対応

・いじめ・不登校対策委員会
＊市教育委員会に報告

重大事案（生命・心身又は財産に重大な被害，相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがある場合）

＊関係保護者への連絡と支援要請
＊警察など外部機関への報告と指示確認

【児童に対して】→学級担任，養護教諭，生徒指導主事など
・いじめられた児童，情報提供者の安全確保
・いじめを行った児童／いじめを受けた児童に対する適切な指導や支援
・関係児童の心のケア（必要に応じてカウンセラー）
【保護者に対して】→校長（教頭）と相談。複数職員で対応
・事実と対応を説明
・今後の指導方針を伝え，対応について協議
・継続的な情報交換
・家庭での子ども変化に注意すること，些細なことでも相談することの確認
・その他，家庭でできることについて依頼

④再発防止のための継続的な指導

・全体指導，学年・学級指導
・個別指導と心のケア【いじめられた児童・いじめた児童・周りの関係児童】
・学校教育全体（登下校，授業中，休み時間，清掃時間，放課後，部活動）での共通行動
【保護者に対して】
・定期的な話し合い，情報交換，家庭での子ども変化に対する注意喚起。
・些細なことでも相談すること。　・その他，家庭でできることについて依頼。

５．相談窓口

窓口名	電話番号	備考
北秋田市立清鷹小学校	０１８６－６３－２３１５	・学校職員（誰でも） ・PTA 学年部長 ・PTA 三役 ・スポ少指導者 ・親の会会長
北秋田市広域カウンセラー （エリアカウンセラー）	０１８６－６２－１２１７	児童生徒のカウンセリングなど
県教育委員会 ２４時間いじめ相談ダイヤル （全国統一ダイヤル）	０５７０－０－７８３１０ （なやみ言おう）	２４時間いつでも，いじめ問題に悩む子どもや保護者等の相談に応じます。
北教育事務所 いじめ緊急ホットライン	０１２０－３７７－９１４	いじめ問題に悩む子どもの相談に応じます。
土日，祝日，年末・年始，月～金曜日の午後５時～午前８時３０分については，留守番電話により中央児童相談所が開設している「２４時間・３６５日」相談の電話番号（０１８－８６２－７３１１）を案内しています。		
すこやか電話 総合教育センター	０１２０－３７７－８０４	不安や悩み等を抱えている児童生徒や直接学校に相談できない保護者等の相談に応じます
北教育事務所山本出張所	０１２０－３７７－９１７	
スクールソーシャルワーカー	０１８６－６２－１２１７	いじめ，不登校，暴力行為，児童虐待など生徒指導上の課題に対応します。
県警察本部少年係 やまびこ電話（２４時間対応）	０１８－８２４－１２１２	子どもからの相談及び家族，地域住民等からの少年の非行等に関する相談に応じます。
県警察本部 チャイルド・セーフティ・センター（２４時間対応）	０１８－８３１－３４２１	問題行動，いじめ，児童虐待，不登校，自殺等の子どもに関する悩みについての相談に応じます。
中央児童相談所 こども・家庭１１０番	０１２０－４２－４１５２ （フリーダイヤル） ０１８－８２４－４１５２	１８歳未満の子どもに関する様々な相談に応じます。
いのちの電話事務局 秋田いのちの電話	０１８－８６５－４３４３	こころの危機を抱えいろいろな悩みをもっている人の相談に応じます。
北児童相談所 児童相談所電話	０１８６－５２－３９５６	育児や子育てなどの悩みをもっている人の相談に応じます。
秋田地方法務局 子ども人権１１０番	０１２０－００７－１１０	いじめ，虐待などの子どもをめぐる人権問題に関する相談に応じます。
県精神保健福祉センターこころの電話	０１８－８３１－３９３９	子どもの問題（躾，養育，発達，不登校など）に関する相談に応じます。